

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第57号

令和元年11月19日火曜日 第57号

♦	> [▋	次	♦
	ŧ	見	則	
卸売市場法施行細則				(ブランド戦略課) 736
審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規	則の	D一部を改	正する	「る規則()… 736
	ŧ	与	示	
落札者等の告示				(防災危機管理課) 737
指定自立支援医療機関の指定				(健康増進課) 737
大規模小売店舗の新設の届出の概要等				(経営支援課) 737
農用地利用配分計画の認可				(農政課農地・担い手対策室) 738
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧				(農地整備課) 738
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知				(森林整備課) 738
解除予定保安林				
公共測量の実施の通知				(道路維持課) 739
指定障害福祉サービス事業者の指定				(中予地方局地域福祉課) 739
土地改良区の定款変更の認可				(中予地方局農村整備第一課) 739
道路の供用開始(県道松山伊予線)				(中予地方局管理課) 739
開発行為に関する工事の完了				(中予地方局建築指導課) 739
道路の区域変更(県道宇和野村線)				(南予地方局西予土木事務所) 740
	教	育委昌会	規則	hi

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則......(義務教育課)... 740

規則

○愛媛県規則第27号

卸売市場法施行細則を次のように定める。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

卸売市場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)及び卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)に定めるもののほか、卸売市場法(昭和46年法律第35号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由)

- 第2条 卸売市場法及び卸売市場法施行規則の規定により知事に提出する書類(肉類(肉類加工品並びに牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮を含む。)のみを取扱品目とする卸売市場に係るものを除く。)は、卸売市場の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。 (補則)
- 第3条 この規則に定めるもののほか、卸売市場法の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。
- 2 愛媛県卸売市場条例施行規則(昭和47年愛媛県規則第26号)は、廃止する。

○愛媛県規則第28号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則(昭和28年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前					
別表 (第2条関係)	別表(第2条関係)					
省略	省略					
	愛媛県卸売市場審議会委員					
省略	省略					

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

告示

○愛媛県告示第730号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。 令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務 の名称及び数量	契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地	随意契約の相手方 を決定した日	随意契約の相手方の氏 名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約にした理由
愛媛県被災者支援連携システム構築・運用保守業務 一式	愛媛県県民環境部防災 局防災危機管理課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和元年11月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ディ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島三 丁目1番21号	93 ,720 ,000円	地方公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第731号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

指	定訪問看	護事業者等		訪問看護ス	担当しようとする	指定年月日			
名	主たる事務所の所在地	名	称	所	在	地	医療の種類	相处千月口	
公益財団法人正光会		宇和島市柿原1280番地	訪問看護ステ	ーションアロハ	南宇和郡愛地	愛南町城辺]甲2934番	精神通院医療	令和元年 11月 1 日
株式会社笑照		松山市中野町甲177番地4	訪問看護ステ	ーションたね	松山市松力	/木1丁目	1番3号	精神通院医療	令和元年 11月 1 日

○愛媛県告示第732号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス松山別府店 松山市別府町477-1 外6筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 横山 英昭

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表取締役 横山 英昭

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和2年7月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1 537 84平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

62台

イ 駐輪場の収容台数

20台

ウ 荷さばき施設の面積

27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

9立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

令和元年11月6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第733号

令和元年10月15日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

		賃借	≢権0	り設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等を受ける土地				
氏名又は名称 住 所						所	所在及び地番	面積 (m²)			
7	高	橋		良	愛媛県東河	温市	愛媛県東温市下林字 西谷甲2724番 1 ほか 17筆	8 ,891			
5	安	波	智	延	愛媛県宇	和島市	愛媛県宇和島市三間 町土居中37番ほか8 筆	21 264			

梶	原	雅	嗣	愛媛県西予市	愛媛県西予市伊延東 483番ほか7筆	9 ,312
	式会社		- <u>L</u>	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町 大字昌農内字荘田13 3番1ほか7筆	5 555
垂	水	啓	悟	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町 大字恵久美字泉屋97 番1ほか2筆	1 ,641
中	田	功	_	愛媛県上浮穴郡久万 高原町	愛媛県上浮穴郡久万 高原町父野川甲796 番1ほか7筆	9 ,071
	式会社		۲	愛媛県大洲市	愛媛県大洲市柳沢3 番ほか7筆	19 ,889

2 認可年月日

令和元年11月11日

○愛媛県告示第734号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 西予市三瓶町朝立ほか地域に係る県営土地改良事業計画を定めたの で、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書 の写しを縦覧に供する。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・三瓶地区)計画書の写し

- 2 縦覧期間
 - 令和元年11月20日から12月17日まで
- 3 縦覧場所

西予市役所本庁及び三瓶支所

○愛媛県告示第735号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東温市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東温市(次の 図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第736号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市津島町上畑地第5号57の12、第5号57の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共 測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点

設置作業)

2 作業期間 令和元年12月2日から

令和2年2月28日まで

3 作業地域 松山市素鵞・桑原地区(松山市枝松一丁目ないし

六丁目、塚本一丁目、二丁目の全部)

○愛媛県告示第737号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和元年11月19日

愛媛県中予地方局長 尾 﨑 幸 朗

声光本来只	指定障害福祉	サービス事業者(指定障害福祉	指定障害福祉サービス事業所					指定			
事業者番号	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表有	当の氏	名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年月日
3811500416	合同会社 つむぎ	愛媛県東温市横河原13 16番地19	松尾	通	子	同行援護	ヘルパーステ 月と太陽	ーション	愛媛県東 16番地1		黄河原13	令和元年 10月21日
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232 番地20	浅海	清	仁	短期入所	ヘレン		愛媛県東 番地20	温市日	田窪2232	令和元年 11月 1 日

○愛媛県告示第739号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市余戸土地改良区の定款の変更を認可した。 令和元年11月19日

愛媛県中予地方局長 尾 﨑 幸 朗

○愛媛県告示第740号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

;	道路の種類	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
	果)	道	松	山伊予?	線	松山市和泉南二同市和泉南四丁							令和元年11月19日

○愛媛県告示第741号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和元年11月19日

愛媛県中予地方局長 尾 﨑 幸 朗

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建(開)第34号 令和元年11月8日	伊予市稲荷字池ノ内甲136番 2	喜多郡内子町内子1588番地 カーサ・ブラシード・エム 202号 城 戸 和 也 城 戸 茉 央

○愛媛県告示第742号

道路法(昭和27年法律180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和元年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

	道路の種類	路線名	X	間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
	県 道 宇和野村線		西予市野村町栗木172番2から 同町栗木177番3まで			メートル 30.6~ 73.6	キロメートル 0 .119	
			西予市野村町栗木172番 1 から 同町栗木177番 1 まで			39 2~159 0	0 .119	

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年11月19日

> 愛媛県教育委員会 教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
様式第7号(第6条-第10条関係) 宣誓書	樣式第7号 (第6条-第10条関係) 宣誓書				
省略	省略				
私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から <u>第 6 号</u> までの規定	私は、教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から <u>第 7 号</u> までの規定				
に該当しないことを宣誓します。	に該当しないことを宣誓します。				
注 教育職員免許法第5条第1項	注 教育職員免許法第5条第1項				
	第 3 号 成年被後見人又は被保佐人				
<u>第 3 号</u> 省略	<u>第 4 号</u> 省略				
<u>第 4 号</u> 省略	<u>第5号</u> 省略				
<u>第 5 号</u> 省略	<u>第 6 号</u> 省略				
<u>第6号</u> 省略	<u>第 7 号</u> 省略				

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

令和元年11月19日 発行 740